○岡山市立公民館条例

昭和27年11月29日 市条例第58号 改正最新 令和2年3月18日市条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定に基き、岡山市立公民館 (以下「公民館」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岡山市に次の公民館を設置する。

(1) 公民館

名称	位置
岡山市立岡輝公民館	岡山市北区旭本町1番80号
岡山市立足守公民館	岡山市北区足守718番地
岡山市立京山公民館	岡山市北区伊島町二丁目9番38号
岡山市立一宮公民館	岡山市北区一宮638番地1
岡山市立大元公民館	岡山市北区大元上町10番31号
岡山市立津高公民館	岡山市北区栢谷1677番地
岡山市立岡西公民館	岡山市北区下伊福西町1番48号
岡山市立建部町公民館	岡山市北区建部町福渡496番地1
岡山市立御南西公民館	岡山市北区田中157番地110
岡山市立北公民館	岡山市北区津島東一丁目3番14号
岡山市立高松公民館	岡山市北区津寺104番地
岡山市立吉備公民館	岡山市北区庭瀬416番地
岡山市立旭公民館	岡山市北区広瀬町3番26号
岡山市立御津公民館	岡山市北区御津宇垣1629番地
岡山市立操山公民館	岡山市中区国富三丁目9番12号
岡山市立高島公民館	岡山市中区国府市場99番地5

岡山市立東公民館	岡山市中区高屋344番地1
岡山市立東山公民館	岡山市中区平井四丁目13番33号
岡山市立富山公民館	岡山市中区福泊246番地1
岡山市立操南公民館	岡山市中区藤崎201番地4
岡山市立山南公民館	岡山市東区邑久郷688番地
岡山市立上南公民館	岡山市東区君津636番地
岡山市立旭東公民館	岡山市東区西大寺松崎310番地1
岡山市立瀬戸公民館	岡山市東区瀬戸町瀬戸54番地1
岡山市立万富公民館	岡山市東区瀬戸町万富257番地
岡山市立上道公民館	岡山市東区竹原474番地
岡山市立西大寺公民館	岡山市東区向州1番1号
岡山市立灘崎公民館	岡山市南区片岡159番地1
岡山市立福田公民館	岡山市南区古新田1186番地
岡山市立南公民館	岡山市南区芳泉三丁目2番2号
岡山市立興除公民館	岡山市南区中畦589番地1
岡山市立芳田公民館	岡山市南区西市96番地1
岡山市立福浜公民館	岡山市南区福富中一丁目16番22号
岡山市立藤田公民館	岡山市南区藤田508番地
岡山市立妹尾公民館	岡山市南区箕島1025番地1
岡山市立光南台公民館	岡山市南区宮浦1324番地
岡山市立岡南公民館	岡山市南区若葉町22番16号

(2) 公民館分館

名称	位置
岡山市立岡西公民館石井分館	岡山市北区昭和町1番5号
岡山市立高松公民館加茂分館	岡山市北区惣爪622番地5
岡山市立建部町公民館西原分館	岡山市北区建部町西原294番地3
岡山市立御津公民館矢原分館	岡山市北区御津矢原1196番地3

1	,
岡山市立北公民館牟佐分館	岡山市北区牟佐1013番地2
岡山市立東公民館乙多見分館	岡山市中区乙多見294番地
岡山市立操山公民館三勲分館	岡山市中区国富1039番地18
岡山市立操山公民館竹田分館	岡山市中区竹田106番地2
岡山市立操山公民館宇野分館	岡山市中区西川原一丁目7番30号
岡山市立操山公民館浜川原分館	岡山市中区浜一丁目3番16号
岡山市立西大寺公民館久保東分館	岡山市東区河本町29番地
岡山市立西大寺公民館西大寺北分館	岡山市東区西大寺北934番地6
岡山市立西大寺公民館中野分館	岡山市東区西大寺中野本町2番25号
岡山市立上南公民館金田分館	岡山市東区金田1077番地
岡山市立上南公民館政田分館	岡山市東区升田1番地1
岡山市立山南公民館大宮分館	岡山市東区宿毛359番地1
岡山市立上道公民館御休分館	岡山市東区一日市250番地3
岡山市立灘崎公民館川張分館	岡山市南区川張468番地1
岡山市立灘崎公民館西紅陽台分館	岡山市南区西紅陽台三丁目1番地130
岡山市立灘崎公民館彦崎分館	岡山市南区彦崎2686番地
岡山市立光南台公民館甲浦分館	岡山市南区北浦548番地1

(公民館の目的)

第3条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を 行い、もつて市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福 祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 公民館は,前条の目的を達成するため,おおむね次の事業を行う。
 - (1) 定期講座を開設すること。
 - (2) 討論会,講習会,実習会,展示会等を開催すること。
 - (3) 図書, 記録, 模型, 資料等を備え, その利用を図ること。
 - (4) 体育,レクリエーション等に関する集会を開催すること。

- (5) 市民の生活改善を図ること。
- (6) 各種団体,機関等の連絡を図ること。
- (7) 市民の集会その他の公共的利用に供すること。
- (8) 市内における公民館的活動の指導育成を行うこと。

(使用の制限)

- 第5条 公民館を使用しようとするときは、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の 許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、使用を許可しない。
 - (1) 集会の性質が社会教育法第23条に規定する事項に該当すると認めたとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他教育委員会において不適当と認めたもの。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認められるときは、 条件を付することができる。

(使用料)

- 第6条 公民館の使用者に対しては、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、 市民のための文化的又は社会教育的行事であつて、市長が特別の事由があると認めたとき は、減免することができる。
- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、国、地方公共団体又は市長が特別の事由があると認めた者が使用する場合は、使用後に徴収することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、岡山市立西大寺公民館大ホールの暖冷房使用料及び附属設備等使用料は、公民館を使用する日に納付することができる。
- 第7条 別表第2に掲げる駐車場(以下「駐車場」という。)の使用者は、同表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。
- 2 前項の使用料は、駐車場から出場する際に納付しなければならない。 (駐車場を利用できる自動車及び禁止行為)
- 第8条 駐車場を使用できる自動車は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第4号に規定する自動車で, 積載物を含め, 長さ5メートル, 幅2メートル以下のものであること。
- (2) 発火,引火若しくは爆発のおそれのある物品又は著しく悪臭を発する物品を積載していないこと。
- (3) 駐車場の設備をき損するおそれのがないこと。
- (4) その他駐車場の管理に支障を生じさせないこと。
- 2 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 駐車場の設備若しくは駐車中の他の自動車を汚損し、き損し、又はそのおそれがある 行為をすること。
 - (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (3) 駐車場の管理に支障を及ぼすこと。

(施設の利用)

- 第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により公民館(建物の内部に限る。)の使用の許可を受けた者は、使用料として使用面積1平方メートルにつき月額210円を納付しなければならない。この場合において、当該使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 2 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合に おける当該月の使用料は、日割計算とする。
- 3 使用料は、施設の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は 分割して納付させることができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により使用の許可を取り消したとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用の禁止等)

第9条の2 公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に公民館を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。 (使用許可の取消し等)

- 第9条の3 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は公民館の管理 上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は使用の停止を命じ、若 しくは許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段によつて使用許可を受けたとき。
 - (3) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- 2 前項の処分により、使用者に損害が生ずることがあつても、市はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の承認及び指示)

- 第9条の4 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する使用許可申請と同時にその旨を申請して、教育委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 特別の設備を設置しようとするとき。
 - (2) 備付け以外の器具を使用しようとするとき。
- 2 教育委員会は、必要があると認めたときは、使用者に対し特別の設備を設置することを命ずることができる。

(禁止行為)

- 第9条の5 何人も、公民館においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失する行為
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
 - (3) その他公民館の管理上支障があると認められる行為
- 2 教育委員会は、前項の規定に違反した者又はそのおそれがある者に対し、公民館からの退去を命ずることができる。

(原状回復義務)

第9条の6 使用者は、公民館の使用が終わつたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第9条の7 使用者は、故意又は過失により公民館の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市

長がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができ る。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則(略)

別表第1(第6条関係)

1 岡山市立岡輝公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1, 410円	1,060円	3, 350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。

3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

2 岡山市立足守公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
会議室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
福祉室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

3 岡山市立京山公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

4 岡山市立一宮公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

5 岡山市立大元公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
会議室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

6 岡山市立津高公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

7 岡山市立岡西公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
和室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
実習室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

8 岡山市立建部町公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
1階第1会議室	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
1階第2会議室	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
2階第1会議室(A)	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
2階第1会議室(B)	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
2階第1会議室(A)	830円	410円	410円	310円	620円	2,090円
+(B)						
2階第2会議室	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
研修室	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
手芸室	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
視聴覚室	830円	410円	410円	310円	620円	2,090円
和室(小)	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
和室(中)	520円	260円	260円	190円	310円	1, 250円
和室(小)+(中)	830円	410円	410円	310円	620円	2,090円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。

3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

9 岡山市立御南西公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1, 410円	1, 410円	1,060円	3, 350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

10 岡山市立北公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1, 410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
会議室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

11 岡山市立高松公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
会議室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
第1研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
和室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

12 岡山市立吉備公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第3講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室·実技室	1, 250円	1, 150円	1, 150円	860円	2,820円	5,650円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
(和室)						
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

13 岡山市立旭公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	210円	210円	210円	150円	620円	1, 150円
第2講座室	410円	310円	310円	230円	940円	1,670円
第3講座室	210円	210円	210円	150円	620円	1, 150円
第1研修室	210円	210円	210円	150円	620円	1, 150円
第2研修室	210円	210円	210円	150円	620円	1, 150円
第3研修室	210円	210円	210円	150円	620円	1, 150円
集会室	410円	310円	310円	230円	940円	1,670円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

14 岡山市立御津公民館

午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
		分まで(平	(日曜日)		
		日)			
1,570円	1, 100円	1, 100円	820円	4,920円	8,690円
1, 150円	780円	780円	580円	3,660円	6,390円
730円	520円	520円	390円	2,410円	4,190円
730円	520円	520円	390円	2,410円	4,190円
310円	260円	260円	190円	1, 150円	1, 990円
210円	150円	150円	110円	730円	1, 250円
210円	150円	150円	110円	730円	1, 250円
310円	260円	260円	190円	1, 150円	1, 990円
310円	260円	260円	190円	1, 150円	1, 990円
310円	260円	260円	190円	1, 150円	1, 990円
	の分から正 午まで 1,570円 1,150円 730円 730円 210円 210円 210円 310円 310円	の分から正 ら午後3時 キまで まで 1,570円 1,100円 1,150円 780円 730円 520円 730円 520円 310円 260円 210円 150円 210円 150円 310円 260円 310円 260円 310円 260円	0分から正 5午後3時 0分から午 午まで まで 後5時30 分まで(平日) 日) 1,570円 1,100円 1,100円 1,150円 780円 780円 730円 520円 520円 730円 520円 520円 730円 520円 520円 310円 260円 260円 310円 260円 260円 310円 260円 260円 310円 260円 260円	0分から正 ら午後3時 0分から午 0分から午 年まで まで 後5時30 後5時まで(平(日曜日)) 分まで(平(日曜日)) 日) 日) 1,570円 1,100円 1,100円 820円 1,150円 780円 780円 580円 730円 520円 520円 390円 730円 520円 520円 390円 730円 520円 520円 390円 310円 260円 260円 190円 210円 150円 150円 110円 310円 260円 260円 190円 310円 260円 260円 190円 310円 260円 260円 190円	0分から正 大まで まで (日曜日) 日) 6午後3時 後5時まで 分まで(平 (日曜日) 日) まで (日曜日) 日) 1,570円 1,150円 780円 780円 780円 780円 520円 520円 520円 390円 2,410円 730円 520円 520円 390円 2,410円 310円 260円 260円 150円 150円 110円 730円 210円 150円 150円 110円 730円 310円 260円 260円 190円 1,150円 310円 310円 260円 260円 190円 1,150円 310円 310円 260円 260円 190円 1,150円 310円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。
- 4 大研修室の照明設備を使用する場合は、アリーナのみ使用するときは、1時間につき1、040円、アリーナ・ステージを使用するときは、1時間につき1、570円を徴収する。

15 岡山市立操山公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1講座室·第2講	1,040円	730円	730円	550円	2,300円	4,610円
座室						
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

16 岡山市立高島公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

17 岡山市立東公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
会議室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1, 410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

18 岡山市立東山公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

19 岡山市立富山公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

20 岡山市立操南公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

21 岡山市立山南公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

22 岡山市立上南公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
集会室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
青少年談話室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
福祉室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

23 岡山市立旭東公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1, 410円	1,060円	3, 350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

24 岡山市立瀬戸公民館

	1	I	ı	T	ı	1
使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1研修室	1,880円	1,460円	1,460円	1, 100円	2, 200円	7, 120円
第2研修室	1,570円	1, 250円	1, 250円	940円	1,880円	5,650円
講座室	2,930円	2,410円	2,410円	1,800円	3,560円	11, 310円
第1和室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
第2和室	1,570円	1, 250円	1, 250円	940円	1,880円	5,650円
美術工芸室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
料理講座室	2,200円	1, 780円	1, 780円	1, 330円	2,720円	8,590円
第1会議室	7,430円	5,970円	5,970円	4,470円	8,900円	28, 600
						円
第2会議室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
大研修室	11, 100円	8,900円	8,900円	6,670円	13, 300	42, 630
					円	円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

25 岡山市立万富公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	830円	620円	620円	470円	940円	2,930円
第2講座室	940円	730円	730円	540円	1, 150円	3,350円
和室	1,570円	1, 250円	1, 250円	940円	1,880円	5,650円
料理講座室	1,880円	1,460円	1,460円	1,100円	2,200円	7,120円
会議室	1,570円	1, 250円	1, 250円	940円	1,880円	5,650円
大研修室	7,430円	5,970円	5,970円	4,470円	8,900円	28, 600
						円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

26 岡山市立上道公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
大集会室	7,120円	4,970円	4,970円	3, 730円	9,950円	24, 200
						円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
第1講座室	1,570円	990円	990円	740円	2,300円	5,130円
第2講座室	1, 150円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
第1和室	730円	570円	570円	430円	1,570円	2,820円
第2和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第3和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
美術工芸室	730円	470円	470円	350円	1, 150円	2, 200円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

27 岡山市立西大寺公民館

(1) 岡山市立西大寺公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
第2講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
第3講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
談話室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
視聴覚室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

(2) 岡山市立西大寺公民館大ホール

使用区分	分午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か
室名	ら正午まで	ら午後5時	ら午後10	ら午後5時	ら午後10	ら午後10
		まで	時まで	まで	時まで	時まで
平日	14, 980	28, 180	36, 450	39, 810	54, 790	63, 690
	円	円	円	円	円	円
土·日·休日	18, 010円	33, 830	43, 790	47, 770	65, 790	76, 470
		円	円	円	円	円

備考

1 休日

「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2 使用料の割増し

使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、次の区分により基本使用料に加算して徴収する。

入場料等の最高額が、2,000円以下の場合 基本使用料の額の50% 入場料等の最高額が、2,000円を超える場合 基本使用料の額の100%

3 観客を対象としない場合の使用料

観客を対象としないで使用するときは、前項により算定して得た額の50%を徴収する。

4 延長等に係る使用料

使用申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用申込時間のうち、直近の時間帯につき前2項により算定して得た額の40%を、1時間を超えるときは、当該超過し、又は繰り上げた使用時間の含まれる時間帯(使用申込時間内の時間帯は除く。)につき、前2項により算定して得た額を徴収する。ただし、午前9時以前及び午後10時以降の使用については、1時間につき22、000円を徴収する。

5 暖冷房使用料

暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

6 その他

使用料を計算する場合において、1日の使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(3) 岡山市立西大寺公民館大ホール附属設備等使用料

区分	設備器具名	数量	1回の料金	備考
舞台関係諸道具等	音響反射板	1式	4,190円	
	平台	1枚	150円	
	屏風	1双	730円	
	演台	1式	730円	
	指揮台	1台	730円	指揮者用譜面台付
	いす	1脚	50円	
	机	1脚	150円	
	ピアノ(日本製)	1台	3,140円	フルコンサート
音響装置等	拡声装置	1式	4,710円	
	CDプレーヤー	1台	830円	
	テープレコーダー等	1台	1, 040円	テープ類を除く。
	マイクロホン	1本	1, 040円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	2,090円	
照明器具等	調光装置	1式	4,710円	
	フットライト	1列	620円	
	ボーダーライト	1列	1,570円	
	アッパーホリゾントライ	1列	1,570円	
	٢			
	ロアーホリゾントライト	1列	1, 040円	
	サスペンションライト	1列	1,570円	

	スポットライト	1台	210円	1KW未満
	スポットライト	1台	360円	1KW~1. 5KW
	ピンスポットライト	1台	2,090円	シャープ
	ミラーボール	1個	730円	
	エフェクトマシン	1式	1, 040円	
	持込器具	1台	210円	1KW以内
その他設備	シャワー設備	1式	620円	

備考

この表において、「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)及び夜間(午後6時から午後10時まで)を単位とする。ただし、午前9時以前及び午後10時以降の使用については、その使用が1時間を経過した場合にはそれぞれ1回とする。

28 岡山市立灘崎公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室・第2研	1,040円	730円	730円	550円	2,300円	4,610円
修室						
第3研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
(和室)						
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3, 350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

29 岡山市立福田公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

30 岡山市立南公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1, 410円	1, 410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

31 岡山市立興除公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

32 岡山市立芳田公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

33 岡山市立福浜公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第1研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
(和室)						
第2研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1, 410円	1,410円	1,060円	3,350円	7, 120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

34 岡山市立藤田公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
福祉室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

35 岡山市立妹尾公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
第1和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
第2和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1, 990円	4, 290円
福祉室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

36 岡山市立光南台公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
第1講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第2講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
研修室(和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
茶室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

37 岡山市立岡南公民館

使用区分	午前9時3	午後1時か	午後3時3	午後3時3	午後6時か	午前9時3
室名	0分から正	ら午後3時	0分から午	0分から午	ら午後9時	0分から午
	午まで	まで	後5時30	後5時まで	まで	後9時まで
			分まで(平	(日曜日)		
			日)			
大講座室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3, 350円
中講座室	620円	570円	570円	430円	1, 360円	2,820円
小講座室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
和室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4, 290円
福祉室	520円	360円	360円	270円	1, 150円	2,300円

- 1 この表に掲げる使用区分のうち2以上の使用区分を継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額を合計した額とする。ただし、午前9時30分から午後9時まで継続して使用する場合における使用料は、当該使用区分の使用料の額とする。
- 2 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合は、30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の15%に相当する額を加算するものとし、加算額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を 徴収する。

別表第2(第7条関係)

施設名	単位	使用料
岡輝公民館駐車場	1台につき	最初の1時間30分まで無料
		以後1時間ごとに100円

備考

この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車するときは、使用料は無料とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前各号のほか,市長が必要と認める自動車